

1. 妊娠に向けて

*** 磐梯町こうのとり支援事業 ***

不妊症または不育症の検査及び治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その費用の助成を行っています。

<対象者> 次の要件をすべて満たす方です。

- ① 医療機関において不妊症又は不育症と診断され、医師の診断に基づいて不妊症または不育症の治療を受けている方。
- ② 婚姻の届出をしており、申請日時点で夫婦のどちらか一方が1年以上磐梯町に住所を有している方。
- ③ 申請者が所属する世帯で町税等の滞納のない方。



<助成内容及び助成額>

- 不妊症の検査料
自己負担額に相当する額の全額
- 不妊症の治療費
継続した1回の治療に対し20万円まで
※令和5年4月より何回でも助成を受けられるようになりました。
- 不育症の治療費
継続した1回の妊娠期間の治療に対し、20万円まで

※ 治療内容によっては、福島県不妊治療支援事業・福島県不育症検査費用助成事業・福島県不育症治療費助成事業でも助成を受けられます。その場合、県事業による助成を優先させます。

※ 文書料、入院室料等、助成の対象とならないものもありますので、ご確認ください。

<申請方法>

必要書類を磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター)にご提出ください。

原則として、治療終了日の属する年度内に申請をお願いします。

詳細については、町ホームページをご覧ください。か、磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター)までお問い合わせください。

問合せ先: 磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101